

## 1 関根社長の発言

1. ビジネスモデルの高度化、不断の経営合理化、人的資本経営の推進により、全国ネットワークや事業性評価を磨き上げる。
2. 政府株処分の意義は、①職員の甘えからの脱却、②格付影響の低減、③組合と中小企業による株主ガバナンスの実現。アフターコロナに向け企業価値向上を図ろうとする中小企業への支援強化ためにも、今こそ、政府株を処分すべき。
3. 今、民営化を実行しないと、役職員で積み上げてきた商工中金改革が活かせず、モチベーションの低下から、改革前に逆戻りしてしまう。中小企業のために、政府との連携は維持しつつ、株主中小企業の理解が得られる形で、政府出資のある金融機関から独り立ちし、経営責任を明確にした形で、益々中小企業の役立つ金融機関を目指す。
4. 中小企業支援明確化のため、パーパス・ミッションやクレジットポリシーの考え方を定款に記載することを株主と相談していく。
5. 地域の中小企業は商中だけでは支えきれず、民間金融機関との連携・協業は重要。特別準備金は中小企業のためのスタートアップ支援や再生支援に充当する。特別準備金を武器に優位に競争しようという考えは一切ない。

## 2 委員等からの発言

1. 業務規制の緩和や株主資格制限については、今後、めざしていくビジネスモデルとも密接に関わり、また特別準備金については、民業圧迫との兼ね合いやイコールフットイングとの関係もしっかり考慮すべきであると認識した。
2. 「ポジティブな野党」が入っていた方が今後の商工中金のより良い発展につながる。株主を限定した場合に経営がぬるま湯に浸かることにならないよう、色々な意見が出てくる株主構成にして欲しい。
3. 本当に中小企業のためを思う金融機関として発展していくという延長線上に民営化がある。民間金融機関との連携・協業についてもしっかりと姿を描いてプロセスを進めていくべき。政府の認可事項として、取締役の選解任や配当まで全部決めているが、民営化すれば、こうした認可事項は見直しをする必要があるのではないか。
4. 改革後も危機対応業務が残るとのことで安心したが、注意深く、丁寧に議論を進めてもらいたい。
5. 危機対応業務を義務化しつつ、定款に記載するのも一案。業務範囲の拡大に違和感はない。全国ネットワーク維持の具体的在り方、特別準備金とリスクテイクの関係、一般監督権限を残すかどうか、民業圧迫回避規定を置くかどうか、株売却のタイミングや株主を限定することの是非、といった点についても検討していく必要がある。
6. コロナ後の事業再生局面などにおいて、商工中金と民間金融機関との間で引き続き連携・協業が必要。民間金融機関の意見を幅広く聞き、理解を得ながら議論を進めてほしい。

## 第2回検討会での議論の整理

### 3 ヒアリング先からの期待・要望等

#### 【政府株処分・民営化について】

1. 政府出資による商工中金に対する政府の直接のガバナンスや信用供与がなくても商工中金は存続可能であり、引き続きその機能を発揮できるのではないかと。商工中金は今後も組合と組合員のための金融機関であるべき。自ら株主となって商工中金の良さを引き出すことが重要であり、組合員によるガバナンスを高めるべき。
2. 民営化に向かう方向性に大賛成。政府株の処分に際して、自分たちの金融機関を守るため、中小企業自ら株を購入するということは当然であり、他の経営者にも購入を働きかけていきたい。
3. 商工中金が何にも束縛されることなく、商工中金と中小企業がお互いにモノが言える、真に自立し、中小企業から選ばれる金融機関となるよう民営化の方向性については賛成したい。
4. 要望を踏まえて貰えば、商工中金の民営化に積極的に賛同したい。

#### 【改革に当たっての要望】

1. 経営者保証によらない融資、出資機能の拡大、組合員企業の事業承継支援、高度な金融サービスの提供、新規事業に関する専門人材の組合・中小企業への派遣、その他銀行と比べて制約されている業務の解禁、長期・安定的な融資スタンスの継続
2. スタートアップや再生企業への出資・人材提供等の機能強化を通じて民間金融機関と同様の広範・複合的なサービス提供
3. 危機対応業務の継続
4. 現行の商工中金法の目的、株主資格制限、特別準備金など財務・資金調達基盤の維持